を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定

○厚生労働省告示第三百二十号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

六年政令第十一号) 第四十三条第一項、 第五十八条及び第六十条第一 医薬品、 医療機器等の品質、 項並びに医薬品、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の (昭和三十

確保等に関する法 律施 行 規則 (昭和三十六年厚生省令第一号) 第百九十九条第 項の 規定に基づ き、 医 薬

品 医 療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第 項の 規定に基づき検定を要

するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等 (昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号) の一部を次の

表のように改正する。

令和六年十月二十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改 正 後

1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略)

生物学的製剤

検定を受けるべき	=	手数料	試験品の数量
医薬品			
(略)	(略)		(略)
乾燥濃縮人血液凝		164,600円	内容量が液状製剤
固第X因子加活性			として2.5mL <u>、5mL</u>
化第VII因子			<u>及び10mL</u> に相当する
			量であるとき。
			2本
(略)	(略)		(略)

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第Ⅷ因子

生物学的製剤基準の乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第 WII因子の条の3.4に規定する試験法によるものとする。

改 正 前

1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略)

生物学的製剤

工 1/4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
検定を受けるべき	手数料	試験品の数量		
医薬品				
(略)	(略)	(略)		
乾燥濃縮人血液凝	323, 300円	内容量が液状製剤		
固第X因子加活性		として2.5mLに相当		
化第VII因子		する量であるとき。		
		<u>4 本</u>		
(略)	(略)	(略)		

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第Ⅶ因子

生物学的製剤基準の乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第 VII因子の条の3.4<u>及び3.5.1</u>に規定する試験法によるものとす る。